

建設委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程等の一部を改正する訓令

(建設委員会規程の一部改正)

第1条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条に規定する部局等(県土整備部及び復興局を除く。以下同じ。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第5条に規定する部局等(県土整備部、 <u>復興局及びILC推進局</u> を除く。以下同じ。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員服務規程の一部改正)

第2条 職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。								
<table border="1"> <tr> <td>1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、部付及び局付</td> <td>復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長</td> </tr> </table>	1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長	<table border="1"> <tr> <td>1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、<u>ILC推進局長</u>、出納局長、理事及び技監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、<u>首席ILC推進監</u>、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、<u>ILC推進監</u>、部付及び局付</td> <td>復興局長、部長、秘書広報室長、<u>ILC推進局長</u>又は出納局長</td> </tr> </table>	1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、 <u>ILC推進局長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、 <u>首席ILC推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>ILC推進監</u> 、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長、 <u>ILC推進局長</u> 又は出納局長
1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]								
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長								
1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、 <u>ILC推進局長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]								
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、 <u>首席ILC推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事(室及び課に置かれる特命参事を除く。)、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>ILC推進監</u> 、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長、 <u>ILC推進局長</u> 又は出納局長								

3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>I L C推進室</u> 、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室若しくは企画室の管理課長、復興局復興推進課総括課長、出納局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]
[略]	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくはI L C推進局企画総務課の管理課長、復興局復興推進課総括課長、出納局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第31条関係）

文書記号

1 本庁

部局等	課 等	記 号
[略]		
政策地域部	[略] 地域振興室 <u>I L C 推進室</u> 国際室 [略]	[略] 地振 <u>I L C</u> 国 [略]
[略]		
復興局	[略]	
出納局	[略]	

2 [略]

別表（第31条関係）

文書記号

1 本庁

部局等	課 等	記 号
[略]		
政策地域部	[略] 地域振興室 国際室 [略]	[略] 地振 国 [略]
[略]		
復興局	[略]	
<u>I L C 推進局</u>	<u>企画総務課</u> <u>事業推進課</u>	<u>I 企</u> <u>I 事</u>
出納局	[略]	

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。